

## 地域密着型通所介護、久留米市介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人景福会が開設する 唐孔雀園デイサービスセンター(以下「事業所」という)が行う、地域密着型通所介護事業並びに久留米市介護予防・日常生活総合事業第1号通所事業(以下「指定通所介護等」という)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従業者(以下「通所介護等従業者」という)が、要介護状態又は要支援状態等にある高齢者(以下「利用者」という)に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

### (運営方針)

- 第2条 1 事業所の通所介護等従業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとし、利用者の社会的孤立感の解消及び利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減に努めるものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称	唐孔雀園 デイサービスセンター
事 業 所	久留米市青峰三丁目3550番87号
サービス種類	地域密着型通所介護、久留米市介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防通所サービス、元気向上通所サービス

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 地域密着型通所介護、久留米市介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防通所サービス

(1) 管 理 者 1名(常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、自らも利用

者等を把握するものとする。

- (2) 生活相談員 2名 (常勤2名 1名は介護職員と兼務)  
生活相談員は、利用者の生活向上を図るため適切な相談、援助等を行う。
  - (3) 看護職員 2名 (非常勤兼務 2名)  
看護職員は、看護その他必要な業務の提供にあたる。
  - (4) 介護職員 6名(常勤専従2名 非常勤専従3名 常勤兼務1名)  
介護職員は、介護その他必要な業務の提供にあたる。
  - (5) 機能訓練指導員 2名 (非常勤兼務2名 看護職員と兼務)  
機能訓練指導員は、日常生活に必要な機能の減退を防止するための訓練・指導、助言を行う。
- 2 久留米市介護予防・日常生活支援総合事業の元気向上通所サービス
- (1) 管理者 1名 (常勤兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
  - (2) 介護職員 6名(常勤専従2名 非常勤専従3名 常勤兼務1名)  
介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。
  - (3) 機能訓練指導員 2名 (非常勤兼務2名 看護職員と兼務)  
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間・サービス提供時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日～土曜日 (※祭日も営業、1月1日のみ休業)
- 2 営業時間 8時30分～17時30分
- 3 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする、
- 4 サービス提供時間
  - (1) 地域密着型通所介護サービス  
10時00分～16時15分
  - (2) 久留米市介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防通所サービス  
10時00分～16時15分 (5時間未満)
  - (3) 久留米市介護予防・日常生活支援総合事業の元気向上通所サービス  
10時00分～16時15分 (2時間以上3時間未満)  
10時00分～16時15分 (3時間以上5時間未満)

(利用定員)

- 第6条1 地域密着型通所介護及び久留米市介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防通所サービスの利用定員は、15名の利用を限度とする。
- 2 久留米市介護予防・日常生活支援総合事業の元気向上通所サービスの利用定員は、5名の利用を限度とする。

(指定通所介護等の内容)

- 第7条1 事業所が行う指定通所介護等の内容は次のとおりとする。
- (1) 身体介護に関すること（元気向上通所サービスを除く）
  - (2) 生活指導に関すること
  - (3) 機能訓練に関すること
  - (4) 送迎に関すること
  - (5) 入浴に関すること
  - (6) 給食に関すること
  - (7) 健康状態に関すること
  - (8) 介護計画に関すること
  - (9) 相談・援助に関すること
- 2 事業所がサービスを提供するにあたっては、以下のことを遵守するものとする。
- (1) あらかじめ利用（申込）者又はその家族に、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得て、提供を開始する。
  - (2) 利用者の被保険者証により認定の有無やその有効期間を確認する。又、認定審査会意見があるときにはそれを配慮する。
  - (3) 前項第1号の通所介護計画を作成し、計画に沿ったサービスを提供する。既に居宅サービス計画が作成されている利用者においては、その内容に沿った通所介護計画を作成する。
  - (4) 事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒めない。

(指定通所介護等の利用料及びその他費用)

- 第8条1 指定通所介護等の内容は次のとおりとし、提供した場合の利用料の額は、指定通所介護及び指定介護予防通所介護については、介護報酬告示で定める額によるものとし、その他については、久留米市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱が定める額によるものとし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、当該利用者の負担割合証に記載された負担割合

によるものとする。

- 2 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受ける。(介護保険の対象外となり利用料金の全額を利用者にご負担いただくサービス)
  - (1) 食材料費  
食事は介護保険の対象外のため、食事の材料費等を請求する。  
料金：1回あたり 530円
  - (2) おむつ代  
おむつは介護保険の対象外のため、実費相当額を請求する。
  - (3) お風呂代  
料金：1回あたり 500円
  - (4) 通常の事業実施地域以外の地区に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用  
料金：久留米市以外の地域 500円
  - (5) 利用者の希望によりレクリエーション活動に参加していただいた際、利用料金として材料代等の実費を請求する場合がある。
  - (6) 利用者の希望で購入した日常生活品の代金は実費を請求する。
- 3 事業所が、利用者から前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。
- 4 事業所が、利用者から第1項及び第2項の費用の支払いを受けたときは、サービス内容・金額を記載した領収書(法定受領サービスに該当しない場合、サービス提供証明書)を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は久留米市内とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は、当該指定通所介護等の利用にあたっては、次のことに留意しなければならない。

- 1 サービス利用にあたっての変更は、速やか事業所に届け出なければならない。
- 2 伝染性疾患を患ったときは、事業所に届け出、サービス利用の可否は、かかりつけ医師の指示に従う。
- 3 他利用者の迷惑にならないように配慮する。又宗教・政治・営利活動を行うことはできない。

- 4 サービス利用にあたって、不都合が生じた場合又は想定される場合は、速やかに従業者に相談する。
- 5 事業又は事業所の利用にあたっての意見・思った事等は、適宜事業者に相談する。
- 6 故意に施設・設備を損なったときは、原則として弁償していただく場合がある。
- 7 喫煙については、事業者にも場所等相談する。

(緊急時又は事故発生時の対応)

- 第11条 1 事業所は、当該事業を実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医並びにその家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 事業所は、事故の状況及びその処置について記録するとともに、事故発生の原因究明・再発防止策を講じなければならない。

(衛生管理対策)

- 第12条 1 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備等について「衛生管理マニュアル」を作成し、衛生的な管理に努める。
- 2 前項の「衛生管理マニュアル」の作成にあたっては、保健福祉環境事務所等の助言を受けるとともに、研修等により従業者に周知徹底を行う。
- 3 事業所は、感染症が発生又は蔓延しないように必要な措置を講じるとともに、従業者については、適宜、健康診断等を実施する。

(非常災害対策)

- 第13条 1 事業所及びその従業者は、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難・誘導等の措置を取るものとする。
- 2 事業所の従業者は、消火設備・救急品、避難器具等の備付及びその使用方法、ならびに非常災害時の避難場所、避難経路を熟知しておくものとする。
- 3 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(居宅支援事業者との連携)

- 第14条 1 事業者は、事業の実施に際し、居宅支援事業者（必要と判断される場合は、主治医・保健医療・福祉サービス提供者を含む）と連携し、以下の場合には必要な情報を提供することとする。
- (1) 利用者がサービス計画の変更を希望し、それを適切と判断される場合

(2) 次の理由により適切なサービス提供は困難と判断される時

- ①第6条に定める利用定員を超える場合
- ②第9条に定める通常の事業の実施地域以外の利用者で送迎等に対応出来ない場合
- ③利用者が正当な理由がなく、当該指定通所介護等の利用に関する指示に従わないため、サービスの提供が出来ない場合
- ④その他の正当な理由により受け入れられないと判断した場合

2 前項2号③及び④の際に、利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき、又はその恐れがある時及び利用者不正受給がある時等には意見を付して当該市町村に通知することとする。

(利益供与の禁止)

第15条 事業所及びその従業者は、居宅支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(秘密保持)

第16条1 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させる旨を従業者との雇用契約の内容とする。

3 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合には利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(苦情処理)

第17条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。

苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳細を把握するとともに、従業者で検討会議を行い具体的に対応する。

(虐待の防止)

第18条 虐待の発生またはその再発を防止するため、担当者を置くとともに以下の措置を講じる。

(1) 虐待防止検討委員会を定期的を開催し、その結果を職員に周知する。

(2) 虐待防止のための指針を整備し、研修を定期的(年2回)に実施する。

(身体的拘束)

- 第19条1 利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等をおこなわない。
- 2 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(その他の運営に関する重要事項)

- 第20条1 勤務体制の確保等、利用者に対して適切な当該指定通所介護サービスを提供できるよう、従業員の勤務体制を定めておかなければならない。
- 2 当該指定通所介護従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 3 この規程の概要等、利用(申込)者のサービス選択に関する事項について、事業所内の見やすい場所・ウェブサイトに掲示・掲載する。
- 4 第7条第1項1号の通所介護計画及びサービス提供記録については、それらを当該利用者に交付する。
- 5 通所介護計画、苦情処理記録等の当該指定通所介護サービスの提供に関する諸記録は整備上、完結から5年間保管する。
- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人景福会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

1. この規程は、平成12年10月1日より施行する。
2. この規程は、平成12年11月1日より一部改正施行する。
3. この規程は、平成13年4月1日より一部改正施行する。
4. この規程は、平成14年9月1日より一部改正施行
5. この規程は、平成20年4月1日より一部改正施行する。
6. この規程は、平成21年4月1日より一部改正施行する。
7. この規程は、平成24年4月1日より一部改正施行する。
8. この規程は、平成26年4月1日より一部改正施行する。
9. この規程は、平成27年4月1日より一部改正施行する。
10. この規程は、平成27年8月1日より一部追加施行する。
11. この規程は、平成28年4月1日より一部改正施行する。
12. この規程は、平成29年7月1日より一部改正施行する。

13. この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
14. この規程は、令和 1 年 10 月 1 日より一部改正施行する。
15. この規程は、令和 2 年 5 月 1 日                      より一部改正施行する。
16. この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より一部改正施行する。
17. この規程は、令和 4 年 10 月 1 日より一部改正施行する。
18. この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より一部改正施行する。